

国際日本文化研究センターの管理又は監督の地位にある職員及び専門業務型裁量労働制に関する協定書第2条に掲げる職員の勤務時間の記録にかかる申合せ

令和元(2019)年5月30日 所長裁定
令和4(2022)年4月4日 最終改正

(目的)

第1 この申合せは、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の改正に伴い、国際日本文化研究センターにおける管理又は監督の地位にある職員（管理部長並びに管理部、国際研究推進部及び情報管理施設の課長を除く。）及び専門業務型裁量労働制に関する協定書第2条に掲げる職員の勤務時間の記録にかかる事項を定める。

(対象者)

第2 この申合せの対象者（以下「対象者」という。）は以下に掲げる者とする。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 国際研究推進部長
- (4) 研究調整主幹
- (5) 情報管理施設長
- (6) 専門業務型裁量労働制に関する協定書第2条に掲げる職員

(勤務時間記録簿)

第3 対象者の勤務時間の記録は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の勤務時間及び休暇等の手続きに関する細則第3条第3項の規定にかかわらず、別紙の勤務時間記録簿より行うものとする。

(勤務時間記録簿の提出)

第4 対象者は、翌月10日までに勤務の始業時刻及び終業時刻を記載し、署名の上、総務課人事係に提出する。

(勤務時間記録簿の保管)

第5 勤務時間記録簿は、勤務時間記録簿が提出された日から10年間、総務課人事係にて厳重に保管する。

(その他)

第6 この申合せに定めるもののほか、対象者の勤務時間の記録に関する必要な事項は、所長が定める。

附 則

この申合せは、令和元（2019）年7月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和3（2021）年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和4（2022）年4月4日から施行し、4月1日から適用する。